

(4) 中山間地域総合整備事業（農地整備課）

県土の約7割を占める中山間地域は、農業生産のみならず、水資源の涵養、美しい農村景観や文化の形成、県土保全など多面的な機能を有している。しかし、自然的、社会的条件が不利なことから、過疎化・高齢化や耕作放棄地の増加などの課題も多く、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境の整備を総合的に行うことにより、それぞれの地域の実情に応じた農業展開や定住促進を図り、中山間地域の農村の振興を目指す必要がある。

① 事業の目的

我が国の農業・農村においては、農産物生産の過剰基調と、需要の多様化・農産物価格の低迷、国際化の進展等急速に変化する状況に適切に対応するため、足腰の強い農業の確立と豊かな農村を建設することが、緊急の課題となっている。しかし、自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、土地利用型農業の生産性向上等構造政策を進める上で条件が不利な中山間地域は、農業の構造改善を進めにくい状況にあり、加えて人口の流出、高齢化の進行等により、農業・農村における活力が失われつつある。

このような農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進と国土・環境の保全等に資することを目的として「中山間地域総合整備事業」が創設されている。

② 事業対象地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域

事業の対象となる市町村は下記とされている。

(1) 5法指定地域（次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村）

- I. 過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法第2条
- II. 振興山村地域：山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定
- III. 離島振興対策実施地域：離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定
- IV. 半島振興対策実施地域：半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定
- V. 特定農山村地域：特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定

(2) 負担率及び補助率

県営事業	[内地]	国：55%	県：30%～0%	その他：15%～45%
	[離島]	国：60%	県：30%～0%	その他：10%～40%
団体営事業	[内地]	国：55%	県：20%～0%	その他：25%～45%
	[離島]	国：60%	県：20%～0%	その他：20%～40%

③ 事業種類

中山間地域総合整備事業は、いわゆるハード面を整備する農業生産基盤整備事業、インフラ面を整備する農村生活環境整備事業及び特認事業の3つがある。

区分	事業種類	事業内容
1農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2)農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(3)ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(4)農用地開発事業	農用地以外の土地の畑地への地目変換とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	(5)農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するために必要な施設の新設、廃止又は変更
	(6)客土事業	農用地につき行う客土
	(7)暗きょ排水事業	農用地につき行う完全暗きょの新設又は変更
	(8)農用地の改良又は保全事業	上記以外の農用地の改良、又は保全のため必要な事業
2農村生活環境整備事業	(1)農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	(2)営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3)農業飲雑用水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
	(4)農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(5)用地整備事業	農業近代化施設及び公用・公共施設の用地の整備
	(6)活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	(7)集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備
	(8)交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
	(9)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	(10)市民農園等整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするもの ①市民農園整備促進法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ②集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの ③①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	(11)生態系保全施設等整備事業	①動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植生、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 ②農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響を低減するために行う整備(離島、奄美群島、沖縄県に限る)
	(12)交換分合事業	農用地等の交換分合
3特認事業	特認事業	地方農政局長が特に必要と認める事業

④ 予算額及び決算額

予算額：1,251,246,000 円

決算額：1,251,035,005 円

⑤ 事業の概要

愛媛県下の約7割を占める中山間地域等において、新鮮で安全な食料を安定的に生産するための優良農地の確保・保全(2,569ha(H22)→3,152ha(H27)に増加する)に努めるほか、経営規模の拡大や生産性の向上による高生産性農業を確立するため、水田や柑橘園地等の整備をはじめ地域の実情に即した生産基盤の一層の整備を図る。

なお、本事業は中山間地域の生産基盤、あるいは生活環境基盤の都市・平地との格差を是正する役割も担っている。

⑥ 費用対効果分析

事業着手にあたり、県は費用対効果を測定している。測定方法及び測定に用いる割引率、評価期間といった諸係数は国によって定められており、県は定められた方法によって評価している。

サンプル調査した鬼北町広見水路（老朽化による更新のため、平成 24 年に土地改良事業を開始）の費用対効果分析は次の通りとなっている。

この費用対効果分析によると、評価期間 47 年にわたり毎年 6,142 千円の便益が発生するため、4%の割引率で割り引いても総事業費 75,333 千円は十分に回収できるという。

区分	算定式	数値
総事業費（現在価値化）	③= ①+②	75,333 千円
当該事業による費用	①	50,368 千円
その他費用（関連事業費-資産価額+再整備費）	②	24,965 千円
年償還額	④	249 千円/年
うち機能向上分	④'	-
年総効果（便益）額	⑤	6,142 千円/年
現況年総農業所得額	⑥	5,535 千円/年
年増加農業所得額	⑦	- 千円/年
評価期間（当該事業の工事期間+40年）		47 年
割引率		4 %
総便益額（現在価値化）	⑧	129,242 千円
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	1.72 ≥1.0
総所得償還率	⑩=④÷⑥×100	4.4% ≤0.2
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	- ≤0.4

（効果算定資料：「総費用総便益比及び所得償還率の総括」より）

年総効果（便益）額（上表⑤）及び年増加農業所得額（上表⑦）は、当事業を行わなかった場合に消失する生産量及び生産額をもとに計算されており、具体的には下記の表の通りである。

対象作物		水稲	計算の前提
作付面積	①	14.8ha	
現状の収穫量	②	461 kg/10a	過去5年間における鬼北町の生産量を作付面積で除して、10aあたりで計算
事業を行わなかった場合の減収率	③	58 %	国が定めている係数
失われる収穫量	④=②×③	267 kg/10a	
地域全体で失われる収穫量	⑤=④×①÷10a	39.52 トン	
過去5年間の生産物単価	⑥	220 円/kg	過去5年間の月次平均価格をもとに決定
地域全体で失われる収入	⑦=⑤×⑥÷1000	8,694 千円/年	
地域全体で失われる便益(利益)	⑧=⑦×純益率74%	6,434 千円/年	純益率は国の定めによる
維持管理費の増減(利益ベース)	⑨	292 千円/年	
地域全体で失われる便益(利益)	⑩=⑧-⑨	6,142 千円/年	

また、現況年総農業所得額の計算は下記のとおりである。

対象作物		水稲	計算の前提
作付面積	①	14.8ha	
現状の収穫量	②	461 kg/10a	過去5年間における鬼北町が生産量を作付面積で除して、10aあたりで計算
生産量	③=①×②	68 トン	
過去5年間の生産物単価	④	220 円/kg	過去5年間の月次平均価格をもとに決定
粗収益	⑤=③×④	14,960 千円/年	
所得率	⑥	37 %	
現況年総農業所得額	⑦=⑤×⑥	5,535 千円/年	所得率は国の定めによる

年総効果（便益）額及び年増加農業所得額、現況年総農業所得額の計算において、県は本事業が国の補助事業であることから、国が定めた方法、諸係数を用いて計算しており、事務執行上は特に問題があるという訳ではないが、年総効果（便益）額及び年増加農業所得額の計算の基礎となっている減収率、利益率、所得率及び現況年総農業所得額の計算の基礎となっている所得率について、県独自の検討は行っていない。

また、評価期間及び割引率についても、国の規程通りであって執行上特に問題はないけれども、40年の評価期間及び割引率4%をそのまま適用している。民間では、評価期間や割引率を個別に設定しており、国の規定に沿って、一律に適用していることには疑問がある。

また、広見水路を更新しない場合の減収率は58%となっている。これは、計算上、更新しない場合にはその翌年から収穫量が58%ダウンし、収穫量ダウンが47年間ずっと継続するという仮定が置かれているということになる。これについても、国の規定通りではあるが、民間並みに正確に算定すべきものと思われる。

(意見) 地域の特性を考慮した事業の検討の必要性

事前の費用対効果分析において必要なのは「効果が費用を上回ることの立証」ではない。投下する費用に見合う効果を得るために何をすべきか、どのようにすべきか、実情を踏まえて知恵を絞ることにある。

愛媛県は県土の7割もが中山間地域であるという特性があり、その特性を踏まえた政策遂行が必要である。また、本事業の目的には「農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図る」とある。その目的の趣旨を達成するという観点からは、評価期間や割引率等の諸係数がたとえ国が定めたものであっても、地域の特性や立地条件を踏まえて考慮検討されるべきであって、どの地域でも同じ数値、同じ率を適用したのでよい、ということにはならないと思われる。

費用対効果の分析が事業採択に本当に生かされているのか、という疑問が生じる。仮に低採算になる場合であっても、例えばグリーン・ツーリズム等のソフト的な事業との組み合わせによって便益確保のための政策ミックスを実現できることもあるのではないかと思われる。

そのような意味でも、例え国の規定があったとしても、県の予算で行っている以上愛媛県として地域の特性を考慮した上で事業の検討を行って頂きたい。

(5) 中山間地域等直接支払交付金事業（農産園芸課担い手・農地保全対策室）

① 事業の目的

中山間地域等は、食糧の安定供給をはじめ、国土保全、水資源涵養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化が進行するなか、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が懸念されてきたことから、農業生産条件の不利性を直接的に補正する直接支払制度を実施し、農業生産活動等を通じて耕作放棄の発生を防止してきたところである。

制度は平成 22 年度から 3 期対策（5 年間）として継続実施されており、本県としても引き続き本制度を積極的に活用し、中山間地域の振興を推進する。

② 根拠法令等

中山間地域等直接支払交付金実施要領

中山間地域等直接支払推進交付金実施要領

③ 予算額及び決算額

予算額 : 1,290,346,000 円 (25 年度 1,307,841,000 円)

決算額 : 1,289,566,495 円

④ 事業の概要

中山間地域等直接支払制度の円滑な運営を図るため、学識経験者等で構成する「愛媛県中山間地域等直接支払制度審議会」を開催するとともに、県と市町間の連携を密にしながら、集落協定の締結支援、交付金交付等を実施する。

(25 年度の状況)

項目	事業主体	事業内容	事業費	補助率等	予算額
中山間地域等直接支払交付金	18市町	集落協定等に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等への交付金 ○対象農用地 農業生産条件の不利な1ha以上の面的なまとまり若しくは営農上の一体性がある農用地 ・通常基準 ・特認基準(知事が定める基準)	1,720,042千円	通常基準 国 1/2 県 1/4 特認基準 国 1/3 県 1/3	1,284,461千円
中山間地域等直接支払推進交付金	県推進事業	愛媛県中山間地域等直接支払制度審議会の開催に要する経費及び国・市町との連絡調整に要する経費 ○審議会の開催 ○市町説明会の開催 ○現地指導 ○国との協議 等	2,000千円	国 定額 事業費の1/2以上を国が定額交付	2,000千円
	市町推進事業	農業生産活動等の確認や交付金交付に要する経費及び集落協定締結のための支援等に要する経費 ○現地確認・指導 ○集落説明会の開催 ○集落等への交付金の交付 等	25,728千円	国 定額 事業費の1/2以上を国が定額交付	21,380千円
計	-	-	1,747,770千円		1,307,841千円

協定には集落協定と個別協定がある。集落協定とは、直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定のことを言う。

メニュー1（集落の将来像を明確化し、5年間の最低限の農業生産活動等を行う協定）

：必須要件（全ての協定で必須）

メニュー2（メニュー1の内容に加え、協定期間内に農業生産活動等の体制整備を行う協定）

：選択要件（通常単価（体制整備単価要件））

メニュー3（より積極的な取組を行う協定）：選択要件（加算措置）

以下のように活動内容に応じて、交付単価が異なる。

メニュー1のみ実施される場合は基礎単価が、
 メニュー1+メニュー2を実施される場合は通常単価（体制整備単価）が、
 メニュー3を実施する場合は上記に加え、加算単価が交付される。

交付単価(10aあたり)

地目	区分	基礎単価	通常単価 (体制整備単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

（個別協定）

個別協定とは、認定農業者が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する制度のことを言う。

自作地を含めた個別協定は、一定割合以上の利用権の設定等の取組を行う場合は、通常単価（体制整備単価）となり、行わない場合は基礎単価となる。

⑤ これまでの取組

本事業は1期対策として平成12年度から開始しており、現在では集落協定969、個別協定3となっている。下表のとおり、対象農用地面積16,950haの約8割である13,927haをカバーしている。

協定数	集落協定数	969	協定
	個別協定数	3	協定
交付面積			
耕地面積	53,100ha	県全体：平成23年耕地面積調査	
対象農用地面積	16,950ha		
交付面積	13,927ha	対象面積の8割以上が支払を受けている	
基礎単価	4,715ha		
体制整備単価	9,213ha		
交付基準別交付面積			
急傾斜	12,965ha		
田	3,076ha		
畑	9,859ha	本県では樹園が多いが、畑とされる。	
採草牧草地	29ha		
緩傾斜	963ha		
田	207ha		
畑	755ha		
採草牧草地	0		

⑥ アンケート

3期対策の中間年である平成24年度には中間年評価を実施し、市町及び集落協定に対してアンケートを実施している。

集落アンケートにおいて、「本事業に取り組んでいなければ、5年間（平成22年から平成26年）でどの程度耕作放棄されると思うか」という項目があり、下記のような回答となっている。直接支払制度がなければ交付面積の概ね2割程度の農用地が耕作放棄されるだろうと農家の方々が感じている。

耕作放棄	協定数	減少面積 (ha)
全て	2	28.7
5割	49	352.1
4割	36	207
3割	191	823.5
2割	288	827.9
1割	299	429.7
0割	104	0
計	969	2,668.9

(減少面積は、1協定当たりの平均面積をもとに協定数に14.4haを乗じている)

また、自由記入欄には下記のような記載がある。

本制度を評価する意見が非常に多いが、集落の将来像に不安を抱いている意見も見受けられる。

さらに、愛媛県の中山間地域農用地には樹園地が多く、樹園地は重労働であるものの、制度上「畑」に区分され、交付金が田よりも少ないことに対して改善を求める声も見受けられる。

アンケート結果
【制度自体について】
当制度は大変ありがたく、助かっている。制度の継続実施を望む。
当制度に取り組むことにより、農道・水路の維持管理ができ、集落活動が活発になった。交付金を利用して、農道整備・電気柵・農機具の購入等が行えるので、非常に助かっている。
耕作放棄地対策や農地保全等到大変役立っている。
機械・農作業の共同化の強化が図られた。
中山間集落の住民の意識をまとめる上で、効果があった。
高齢化等のため、今後、取り組みが減ることを懸念している。
本制度により農地を維持することは難しい。延命に過ぎない。
【改善してほしい点】
1期5年間の期間を短縮してほしい。
不可抗力による返済要件の緩和をしてほしい。
交付単価を上げてほしい。樹園地単価を上げてほしい。
耕作放棄地を発生させてしまった場合のペナルティを緩和してほしい。
事務を簡素化してほしい。
急傾斜・緩傾斜の区分をなくしてほしい

(意見) 各集落への制度の積極的な働きかけ

アンケート結果では、本事業が協定先に評価されている状況が認められる。ただし、対象農用地が 16,950ha のうち、3,023ha はいまだカバーできていない。残りの農地も本制度を活用してもらうよう、集落連携促進加算等を活用して、各集落に積極的に働きかけて頂きたい。

(意見) 適切な評価の必要性

アンケート結果には「この制度により農地を維持することは難しい。延命に過ぎない。」との意見もある。高齢化が進展する中で、集落の将来像に不安を持っているからこそその意見であると思われる。その不安は結局新規就農者の増加でしか解消できないと思われる。その意味でも本制度が中山間地域における新規就農支援においても活用されていくことを期待する。

また、条件不利地域における高齢化の進展に本制度がどのように対応できたかを明らかにするため、第3期の最終評価においては、中間年評価、第2期最終結果と比較した上で第3期における取り組みの意義を明らかにすることが必要であろう。

⑥ 先進型樹園地整備モデル事業（愛顔杣）（農地整備課）

① 事業の目的

本県の基幹農作物であるかんきつ産地は、地形的条件の不利な傾斜地が多く、担い手の減少・高齢化、価格の低迷が進行する中で、担い手の規模拡大や園地の流動化が進まず、存続が危ぶまれる状況にある。

このため本事業は、県、市町、農協等が連携のうえ、果樹産地構造改革計画に即した集落のかんきつ営農ビジョンを策定し、先進型樹園地モデルの整備による次世代につながるかんきつ産地の再編整備手法を確立するとともに、担い手を核としたかんきつ経営の構造改革を推進する。

② 根拠法令

土地改良法
地方自治法

③ 予算額及び決算額

予算額：10,125,000 円（25 年度 13,876,000 円）

決算額：2,899,017 円 繰越額：6,250,000 円

④ 事業の概要

事業地区

	地区名	関係市町	全体事業量	工期	受益面積 (ha)	補助率 (%)	平成25年度		
							予算額	事業量	
再 編 整 備 モ デ ル 事 業	西山	今治市	区画整理 1.8ha 併せ工種 1.0ha	H25～26	1.8	50	(12,600) 6,300	区画整理 1.8ha	
	饒	松山市	区画整理 1.2ha 併せ工種 1.2ha	H24～25	1.2	50	(4,300) 2,150	区画整理 1.2ha 併せ工種 1.2ha	
	久保田	八幡浜市	区画整理 1.4ha 併せ工種 1.4ha	H25～26	1.4	50	(9,800) 4,900	区画整理 1.4ha	
	工事費							(26,700) 13,350	
	県 事務費							526	
	計							(26,700) 13,876	

【選定地区】

柑橘栽培の意欲が高く、担い手を核とした柑橘経営の構造改革に取り組む意向がある集落で、展示効果の高いモデル園地の整備に積極的な地区

事業内容

(1) 再編整備計画策定事業（平成24年、全3地区実施）

樹園地再編整備の方針となる、樹園地再編整備基本計画及び実施計画を策定

(2) 再編整備整備モデル事業（平成 24 年～26 年）

実施計画に基づき、展示効果の高い樹園地モデルを整備

基幹工種：樹園地区画整理（園内道を等高線状に複数設置樹園地版ほ場整備）

併せ行う工種：園地内農道（軌道を含む）、かんがい・防除施設、防風施設、新技術導入ただし、新技術導入は整備モデル事業費の 50%以内

関連事業：鳥獣害防止施設設置、改植、品種転換、廃園再生併せ行う工種、関連事業は、地区に応じて選択。関連事業は既存制度を活用。

事業実施主体、県負担率等

(1) 計画策定事業 県 100%

(2) 整備モデル事業 市 50%

事業期間

平成 24 年度～平成 26 年度

（意見）樹園整備事業の普及について

本県は県歌にも県花にも、さらには県のマスコットキャラクターにも「みかん」が出てくるほどの柑橘生産県である。本県が日本一の柑橘生産県であることを子供のころから教育され、大人になってからも誇らしさを感じる県民は多いのではないだろうか。

しかしながら、県内の樹園地には急傾斜地も多く、高齢化している果樹農家にとって果樹生産は大変な重労働である。さらに上記のように国の事業である中山間地域等直接支払制度において「畑」に区分される等、柑橘に対する政策的な保護は十分とは言えない。

県は、国が「コメ」に持つのと同じ熱意をもって柑橘産地の弱体化を防止し、さらなる発展を志向する必要がある、そのためには本事業のような県独自の事業が必要不可欠である。

本事業は、樹園地版ほ場整備の新たな試みとして位置づけられる。

現在は 3 地区のモデル事業であり、予算も少額であるが、早急に全県下に樹園整備事業を普及して頂きたい。

(7) 農業近代化資金等融資費（農業経済課）

① 事業の目的

農業者等の農業経営の近代化に資する施設整備のための資金を融通するために必要な利子補給金及びそれに伴う事務費である。

② 根拠法令

農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）

③ 予算額及び決算額

予算額：33,813,000円

決算額：26,486,222円

④ 事業の概要

【農業近代化資金の概要】

1. 融資枠 15億円
2. 利子補給金 32,219千円
3. 事務費 908千円
4. 貸付対象者 農業を営む者（認定農業者、認定就農者、その他の担い手等）
農業者等の組織する団体（農協、会社、任意団体等）
5. 資金使途 農舎、畜舎、果樹棚等農業用施設及び農機具の改良、造成、取得
乳牛その他家畜の購入または育成
果樹、桑、花き、花木等の植栽又は育成
農地又は牧野の改良、造成
観光農業用施設、農業後継者の住宅等の施設の改良、取得
6. 県単上乗せ
 - ・ 青年農業者育成確保資金（S42年度～）
 - ・ 農業公害対策資金（S49年度～）
貸付金利が2.50%を超えた場合に、青年農業者が借受ける場合、農畜産物の生産・加工に伴って生ずる公害防止施設等の資金については、0.05%～2.00%の範囲内で上乗せ利子補給
※ 近年は貸付利率が2.50%以下であり、実績なし
 - ・ 集落営農組織等の金利負担軽減措置
集落営農組織等が農地の利用集積、農作業受託を行うために必要な資金を借受ける場合、資金繰りが困難な貸付当初5年間に限り実質無利子化
7. 融資機関 信用事業を営む農業協同組合、愛媛県信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

8. 農業近代化資金の融資実績の推移（平成19年度～24年度）

【単位：件、千円】

H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度	
件数	金額										
83	387,289	81	341,553	70	222,056	83	473,855	73	371,961	96	534,463

9. 平成24年度 農業近代化資金利子補給承認状況

【単位：件、千円】

	農業近代化資金 (A)		(A) のうち認定農業者向け		(A) のうち農業法人向け	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号 構築物等	77	406,507	76	405,507	8	168,110
2号 果樹等	0	0	0	0	0	0
3号 家畜	1	50,000	1	50,000	1	50,000
4号 小土地改良	0	0	0	0	0	0
5号 長期運転	1	1,606	1	1,606	1	1,606
7号 特認	1	5,000	1	5,000	0	0
セット	16	71,350	16	71,350	4	26,780
合計	96	534,463	95	533,463	14	246,496

「セット」は、2以上の資金を同時に貸し付けたものである。

10. 農業近代化資金における残高事故率

【単位：件、千円】

	融資実績		残高		代位弁済		残高事故率	利子補給停止		利子補給停止に係る残高事故率
	件数	金額	件数	期首残高	件数	期首残高		件数	金額	
H15年度	125	512,735	4,446	7,494,824	5	7,871	0.105%			0.000%
H16年度	91	426,727	3,534	6,092,092	4	1,352	0.022%			0.000%
H17年度	109	509,073	2,719	5,015,326	3	1,342	0.027%			0.000%
H18年度	51	141,286	2,042	4,091,347	1	1,760	0.043%			0.000%
H19年度	83	387,289	1,624	3,271,435	3	11,037	0.337%			0.000%
H20年度	81	341,553	1,221	2,831,782	0	0	0.000%			0.000%
H21年度	70	222,056	1,046	2,377,295	1	1,485	0.062%			0.000%
H22年度	83	473,855	977	2,448,594	0	0	0.000%			0.000%
H23年度	73	371,961	867	2,328,021	1	520	0.022%			0.000%
H24年度	96	534,463	819	2,423,031	0	0	0.000%	1	11,333	0.468%
平均残高事故率							0.062%			0.047%

上表を見ると、農業近代化資金における残高事故率は過去10年間平均で0.062%にすぎない。

県によると残高事故率が低い理由は、農業近代化資金は農業制度資金の中でも農業経営の改善を図り農業の近代化を推進する「前向き資金」であり、融資対象は農地の取得を除く、農業用機具（トラクター、コンバインなど）の購入や農業用施設（畜舎、果樹棚、農業用倉庫など）（上表9の「1号 構築物」に該当）の建設など、主に設備投資に係る資金であり、資金使途も経営規模の拡大や施設の高度化に資する必要があることから、概ね5年間の経営改善資金計画書の提出を義務付けているなど、規模拡大を目指す農業者向けの資金という性格から、貸し倒れが少ないものと考えられる、とのことである。

また、資金の利用者の大半（24年度は99%）が認定農業者であり、農協や県、市町などの営農指導や農協を通じた農機や肥料等の購入や農産物の集出荷などにおいて関係が深く、経営状況の把握が比較的容易であり、的確な融資審査や期中管理ができることも、貸し倒れが少ない一因と考えられる、とのことである。

(意見) 農業近代化事業の積極的な対応について

農業近代化資金は、他の産業における貸し倒れの危険度と比較しても、その残高事故率(貸倒率)は低いと思われる。農業は天候や災害、さらには市場の価格変動等に左右されるため事業のリスクが高いと一般的に言われている業種であるが、「近代化」という前向きな性質の資金については市中の金融機関であっても、充分融資対象にできると思われる。

また、農業近代化資金が過去 10 年間にわたって低い残高事故率になっていることを踏まえて本県農業の今後を考察すると、農地利用集積、農業経営者の経営規模拡大、施設の高度化といった農業近代化を通して農業経営者の自立を促す政策こそが最も望まれる政策であるのではなかろうかと思われる。県もそのような政策に関連する事業に対して積極的に行って行って頂きたい。

(8) 首都圏外食市場への「えひめの食材」参入促進事業費（ブランド戦略課）

① 事業の目的

市場には流通しない愛媛のこだわり農産物等について首都圏の飲食店業者等向けの集荷・配送トラック便をテスト運行し、首都圏での取引拡大を図る。24年度より、集荷拠点販売エリアを拡大し、愛媛コーナーを常設する店舗を拡大するとともに、市町、農業団体と連携し、市町、産地フェアを開催する。

② 予算額及び決算額

予算額：9,963,000円

決算額：9,553,161円

③ 事業の概要

1. 首都圏外食産業向け集荷・配送テスト便運営事業（3,114千円）

首都圏における「えひめ食の大使館」に認定している愛媛産コーナーを常設する青果専門店や県産食材を扱う飲食店等へ、市場流通しない愛媛のこだわり農産物等を集荷しまとめて配送するトラック便を3年間テスト運行し、宅配便利用によるコスト高・納入事務の煩雑化など量販店等側が求める取引拡大に当たっての課題解決に取り組む。

2. 「えひめの食材」の販路開拓支援事業（4,815千円）

首都圏の飲食店等への食材販売チャンネルを持つ業者と提携し、愛媛のこだわり農産物等を継続的に売り込むとともに、商談機能を強化する。

3. 隠れた「えひめの食材」発掘事業（2,034千円）

① 2.の業者等と県が協力・連携して、飲食店ニーズ等を生産者等にフィードバックするとともに、こだわりのある愛媛食材の生産者をグループ化して、農産物を取りまとめて出荷できる体制を構築する。

② 飲食店等に売り込むために、商品、生産者を紹介する商品カタログ「えひめの食財ファイル」（こだわりの食材100品目を紹介）を作成し、HPで公開するとともに、冊子化し飲食店バイヤー等に提供することにより、県産食材の取引拡大、ブランド化に取り組む。

（意見）「えひめの食材」に対するメリハリある対応について

県内には、松山長なす、七福芋、山スイカなど、生産量が小さく市場流通はしにくい、特色ある農産物等が多く存在する。こうした農産物等について、生産者が独自に販路を開拓しようとしても、人材面や時間的な制約のため、初期投資になかなか踏み切ることができない。このため、県が農産物等の PR 冊子を作成し、これまで接点が比較的薄かった首都圏に対し、販路の開拓を行い、流通コストの補助を行うことで、事業の離陸を図ることを想定している（野菜類 48 品目、果実類 28 品目、加工品 35 品目、全 111 品目（平成 23 年 8 月時点））。県内農産物を集め、週一便 4 トントラックをチャーター運行させ、販路を開拓した首都圏のスーパー等に卸していく。トラックが満載であれば、流通経費を賄うことができるが、当初は、事業への認知度が低く、満載でない状態でトラックを走らせる必要がある。このため、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間は、事業の離陸期間として県が流通経費の支援を行った。平成 25 年度からは、事業が軌道に乗ると想定しており、民間の流通業者に完全に任せることになる。

計画では、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間の目標売上額（首都圏への出荷額）を 50,000 千円と置いている。他方、事業の離陸のために県が 3 年間に投じる事業費は 32,518 千円である（予算ベース）。今ここで、売上額 50,000 千円から得られる純利益と、投資額 32,518 千円とを比較考量すると、事業は赤字になっている可能性が非常に高い。換言すれば、投資額 32,518 千円を回収しようとするれば、相当大きな売上額を確保しなければならないということである。もちろん、県が事業費を投じたことによる販路拡大効果は、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間に留まらず、平成 25 年度以降にも及ぶ。このため、平成 25 年度以降の売上額についても追跡調査し、長い目で見て事業の効果を測定することが必要になる。ただ、平成 25 年度以降、つまり、県が事業費を投下しなくなって以降、民間事業者が事業を中止するような状況に陥れば、事業は採算ベースに乗らなかったということであり、今後、このような農産物等に対し支援していくことが果たして妥当かどうかといった議論にならざるを得ない。

読者に誤解を与えないため述べるが、監査人としては、認知度の低い農産物等にスポットを当て、県が持つネットワークや資金面での支援を行い、これを県外で売り出していくことに対して否定しているのではなく、むしろこのような事業は大いに賛成である。しかし、全国津々浦々の生産者がしのぎを削る中、首都圏という大市場で認知され販売実績を挙げていくのは容易ではない。「えひめの食財ファイル」に掲載されている食材は 100 品目以上にも挙がるが、その全てが売れるという発想は捨てた方がいい。生産者のたゆまぬ努力に裏打ちされてもなお、消費者に受け入れられ、販売実績が拡大していくのはその一部である。現在は認知度が低いものの、将来販売実績が上がる可能性があり、農家所得の向上や農業振興につながるものであれば、事業費の投下に意義は見出せる。しかし、販売実績が上がる可能性がないものまで事業費を投下していくことについては、県民が納得する確固とした理由が必要になると思われる。県の事業としておこなう以上は、メリハリをつけて行くことが必要である。

(9) 「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏 PR 事業費 (ブランド戦略課)

① 事業の目的

普段、愛媛県の農林水産物を意識することがない首都圏の消費者に、県産農林水産物への関心を持ってもらい、認知度向上と販売拡大につなげるため、既存の民間店舗(カフェ)を広報媒体として活用し、インパクトのある県産農林水産物の PR を行う。特に、将来の顧客となる若い世代をメインターゲットに積極的に PR を展開し、愛媛県のイメージアップと県産農林水産物の需要拡大に結び付ける。

② 予算額及び決算額

予算額：14,595,000 円

決算額：14,369,650 円

③ 事業の概要

1. 表参道エリアの複数店舗(カフェ等)を一定期間広告媒体として活用し、エリアジャックにより「えひめ」を印象づける。

(1) 期間 平成 25 年 1 月～3 月のうち 2 週間程度
(柑橘の時期に合わせ、期間を限って集中的に PR)

(2) 店舗 表参道エリアのカフェ、ヘアサロン、ブティックなど 50 店舗

(3) 業務内容

① 店舗を広告媒体とした PR

② えひめマルシェ in 表参道&商談会の開催

2. 事業の特徴・効果

(1) えひめ情報発信基地の再登場

(2) エリアジャックによる効果

(意見) 事業の継続と認知度測定の必要性について

当該事業は首都圏の消費者に対し愛媛県の農林水産物の PR を行おうというものである。従来の PR 方法に換え、東京都渋谷区の表参道エリアに的を絞り、2 週間程度集中的に、協力店の店舗内装やスタッフのユニフォームをえひめイメージに変更したり、県産食材を用いたメニューを提供したりと斬新な PR 活動を行った。

監査人としては、単なるポスターや広告といった通り一辺倒の PR 方法ではなく、事業主体が積極的に仕掛けを打つことでパブリシティの注目を狙うこのような PR 活動に好意を感じている。PR 活動は、多くの人に周知されることが目的である以上、今後も効果的な PR 方法を模索していくことは重要である。

ただ、本質的な課題として、今回の PR 活動を行った結果、どのような効果が県にもたらされたかを知ることは困難である。事業は、不特定多数の一般消費者を PR 対象としており、表参道エリア及び2週間という限定された中で、どれほど「えひめ」が浸透したかを測ることは難しい。首都圏の消費者による県の農林水産物の購入につながるものが最終目的ではあるが、事業の性質上、事業費 14,370 千円に対する効果を測ることは困難である。仮に、単年度で事業が終了したとして、一体どれほどの人の中に「えひめ」が記憶されるのだろうか。このような PR 活動については、単年度の事業とするのではなく、数年間は事業を継続し、年々「えひめ」に対する認知度がどれほど浸透したかという効果も測って頂きたい。

事業はソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つであるフェイスブックも利用して PR が行われ、事業を通じて 4,200 名もの登録者があった。また、新たに 6 軒の飲食店が県産品の仕入を行うようになり、販路開拓にもつながったことは間違いない。フェイスブックの利用者数や販路開拓数等を一つの測定指標として、是非今後も伸ばして頂きたい。また、県は、当事業は有効であったとして、平成 25 年度は予算規模を拡大して実施する予定であるが、平成 26 年度以降も実施していくべきと考える。

(10) サイクリングイベント活用かんきつ PR 事業費 (ブランド戦略課)

① 事業の目的

台湾で開催される自転車イベントや台湾地方都市において県産かんきつ等を PR するトップセールスを実施するとともに、台湾サイクリングツアー訪問団が来県する際には、訪問団に旬のかんきつを提供するなど、経済労働部と連携して一行を歓迎する。

② 予算額及び決算額

予算額：4,225,000 円

決算額：4,225,000 円

③ 事業の概要

1. 台湾トップセールス実施事業 (3,190 千円)
 - (1) 台湾での自転車イベントを活用したかんきつの PR
 - (2) えひめの柑橘 PR、販売プロモーション
 - (3) 関係機関への表敬訪問
2. 台湾サイクリングツアー訪問団受入 PR 事業 (1,035 千円)
 - (1) サイクリングツアー訪問団への県産農産物 PR
 - (2) サイクリングモデルツアー参加者への県産農産物 PR

(意見) 長期的な PR 戦略構築の必要性について

県は従来から台湾との関係強化を図っており、かんきつ類の輸出にも力を入れている。当事業では、台湾花蓮市他で開催される自転車イベント参加者や、しまなみ海道を訪れる台湾からのサイクリングツアー訪問団に対し、みかんやポンジュースの提供を行うことで、PR を行おうというものである。知名度の高いイベントに参加することで、新たな宣伝効果が表れると期待されている。前述の「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏 PR 事業と同様、新たな PR 形態の一例であり、斬新さを感じる。

事業の性格も「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏 PR 事業に近いものがある。イベント参加者や観客といった不特定多数を PR 対象としており、4,225 千円の事業費が投下された結果、愛媛のかんきつ類がどの程度浸透したかを測ることが難しい点、やはり課題が残る。消費者への周知は一朝一夕に終わるものではなく、一定の期間繰り返し行うことで達成されるものである。監査人としては、このような PR 活動は、単年度の事業とするのではなく、長期的に PR 戦略を構築し、その中で各 PR 活動を展開していくことが必要と考える。

(11) エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費（ブランド戦略課）

① 事業の目的

一般消費者の食に対する関心が高まる状況の中、県が認証した安全・安心な減化学合成農薬・減化学肥料栽培農産物（エコえひめ農産物）について、主に一大消費地である松山市を中心に販路拡大及び消費拡大等を図ることで、県産農産物の生産振興や環境保全型農業の推進に資する。

② 予算額及び決算額

予算額：2,043,000 円

決算額：1,749,391 円

③ 事業の概要

1. エコえひめ農産物の販路拡大等の推進（2,043 千円）

(1) 県による直接実施事業

- 1) エコえひめ農産物販路拡大等推進検討会の開催
- 2) エコえひめ農産物販路拡大交流会の開催
- 3) エコえひめ農産物啓発用ポスターの作成

(2) 委託による実施事業

- 1) エコえひめ農産物流通・PR システム（仮称）の確立実証試験

（意見）長期的な観点からのエコえひめ農産物の販路拡大推進の必要性

県は、平成 15 年度に「愛媛県特別栽培農産物等認証制度」を創設し、これまで減農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業の推進を図ってきた。通常より農薬・化学肥料を減らして栽培された温州みかん、なす、米などの農産物は、県の審査を経て、エコえひめ農産物として認証されている。減農薬・減化学肥料栽培によるエコえひめ農産物は、他の農産物に比べ優位性があるようにも見えるが、以下のような問題点も抱えている。

① 栽培コスト

通常の栽培方法に比べて農薬・化学肥料の使用頻度を減らすため、その分手間がかかる。例えば、雑草に対して、通常農法であれば農薬を散布すればいいところ、減農薬・減化学肥料栽培では刈る・抜くなどする必要がある。

② 安全性

エコえひめ農産物は、確かに通常農法よりも農薬・化学肥料の使用頻度は少ない。しかし、通常農法で使用する農薬・化学肥料の量は、人体にとって十分安全な範囲に収まっている。このため、エコえひめ農産物は、通常の農産物よりも安全であると明言しにくく、商品の差別化が難しい側面がある。商品の差別化が難しいということは、価格転嫁が難しいということにもつながる。

③ 流通

エコえひめ農産物を市場に流通させるにあたり、通常農法で生産された同一品種とまとめて出荷される場合、エコえひめ農産物に対する評価があいまいになる可能性がある。エコえひめ農産物を高く売るためには、他の農産物と切り離して単独で流通経路を開拓していく必要があるが、現在は流通経路を模索している状況である。

実は、エコえひめ農産物の価値は、農産物それ自体にあるというよりは、むしろ、農産物が生産される過程にある。即ち、生産者が農薬・化学肥料の使用を減らすことによって、いわゆる地球にやさしい農業を推進し、生物多様性が確保されていくことに意義がある。エコえひめ農産物は、地球にやさしい農業を支援したいという消費者があつてこそ成り立つと思われる。このような意識を持つ消費者を創り出していくことは、非常に手間と時間がかかる。このため、短期的な視野で事業の存続・廃止を考えるのではなく、長期的な観点からエコえひめ農産物を広めていくことが必要である。

こうしたことを考えた場合、年間約2百万円の予算規模というのは、他事業と比較して極めて低すぎるのではないか。県が、本気でエコえひめ農産物の販路拡大を推進していこうとすれば、長期的な販路拡大プランも必要になるし、それに見合う予算の手当ても必要となる。単に、事業を実施したという実績作りのためなら上記の予算規模になるのも理解できるが、そうでないのであれば、今後数年間にわたって、エコえひめ農産物の販路拡大を推進するための予算を拡大すべきである。

さらには、今後 TPP へ参加するとなれば、安価ではあるが、遺伝子組換えや農薬の過剰散布などで危険性に不安が残る外国産の農産物が大量に流入してくる可能性がある。食の安全・安心を担保するという観点からは、エコえひめ農産物のような取り組みは今後一層必要となると思われる。

(12) 地産地消活動推進事業費（ブランド戦略課）

① 事業の目的

県民の地産地消意識のより一層の定着を図り、生産者や小売業者の取り組みを活性化するため、意識啓発や情報発信をより効果的に展開するとともに、地産地消・愛あるサポーターの販路開拓やノウハウ習得、学校給食関係者における課題解決に向けた取り組み等について支援を行う。

② 予算額及び決算額

予算額：3,259,000 円

決算額：2,400,186 円

③ 事業の概要

1. 地産地消・愛あるサポーターの登録及び活動推進事業費（2,500 千円）
 - (1) 地産地消・愛あるサポーターの登録（543 千円）
 - (2) 地産地消・愛あるサポーター交流会の開催（地方局ごと開催）（1,153 千円）
 - (3) 地産地消関係ホームページによる情報収集・発信（804 千円）
2. 学校給食等への地元食材活用の推進（759 千円）
 - (1) えひめの食材を活用した学校給週間の実施（432 千円）
 - (2) 学校給食関係者交流会の開催（135 千円）
 - (3) 公的施設における県産食材使用状況調査の実施（192 千円）

（意見）実効性ある地産地消の推進について

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みであり、食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるとされている（農林水産省ホームページより）。県は、こういった地産地消の取り組みを進めるため、当事業を通じて、①愛あるサポーター制度の推進（地産地消の趣旨に賛同する生産者や消費者、食品流通・加工、外食産業などの食品に携わる関係者がサポーターとなり、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用拡大に向けた活動を通じて、地産地消のネットワークを構築する）、及び、②学校給食等への地元食材活用の推進を行おうとするものである。

平成26年1月末現在において、2,346の個人・団体が愛あるサポーターとして登録されている。愛あるサポーターは、地産地消に関する情報収集・発信を行っていくことで、地産地消の普及拡大に貢献する役割を担っているが、愛あるサポーターが役割を果たすことによる効果は目に見えるものでなく、効果測定は非常に困難である。サポーターを登録する、サポーターの交流会を開催する等の事業も決して無駄であるとは言えないが、地産地消を普及拡大させていくにあたり、直接的に事業を行うのではなく、地産地消の理解者を育てていくという間接的なやり方は、有効性という観点から疑問を感じる。

他方、学校給食等への地元食材活用は大いに事業を推進していくべきと判断する。地産地消と叫ぶ理由は、そもそも地元で小規模に生産されている農産物にスポットライトを当て、「こういった野菜があるんだ」、「こんな食べ方があるんだ」といった発見を通じて、消費の拡大につなげることにある。また、例えば、京都の九条ネギや泉州水ナスといった地元野菜が背景に文化を背負っているように、地元農産物を通じて地域の歴史文化への接点ともなる。これら観点から言えば、学校給食で地元農産物が提供されることには大いに意義があり、児童・生徒にとっても有意義な経験となる。

惜しむべくは、事業の予算が僅少であり、食材の補助といったことまで予算が回らないことである。事業では、地元食材の紹介・斡旋やレシピの提案に留まり、実際に地元農産物が使われるかどうかは不明である。是非とも、予算枠を拡大して、児童・生徒が実際に地元農産物に触れる経験を持つところまで踏み込んで頂きたい。

県担当者の話によれば、受入側となる学校給食関係者は、食材の調理時間を抑えるため、一定の形状・品質・数量を納入者に求める傾向があるとのことである。しかし、地産地消を推進しようとするれば、これとは相反するいわゆる「手間のかかる食材」を使用することが増えざるを得ない。学校給食の場において、地産地消の推進は、何も毎日行うものではないし、月に1回、年に数回でも構わないと思われる。大事なのは、そういった機会を通じて、児童・生徒が地元農産物に触れ、その経験を通じて地域に興味を持つことが大事なのではないか。さらには、将来、消費者として地元農産物を購入してくれるようになれば、なおありがたい。学校給食との関係性において、教育委員会を始めとする他部門との調整が必要になるかもしれないが、部門の垣根を越えた連携により、是非とも実効性ある地産地消を進めてもらいたい。

(13) えひめの農林水産物販売拡大サポート事業費（ブランド戦略課）

① 事業の目的

県や農林水産団体等で組織する「えひめ愛フード推進機構」を中心に、生産者や市町等と連携し、県産農林水産物のブランド化や県内外での販売拡大に取り組むことで、効果的な事業執行が可能となる。これまでに得られた情報・ノウハウを活用し、取引が将来に向けて継続的に維持・拡大できるような「売れる仕組みづくり」に取り組むとともに、特に、国内外でのトップセールスの拡充、台湾等へのかんきつの輸出促進及び四国屈指の大消費地である松山市でのPRや販路開拓に重点的に取り組む。

② 予算額及び決算額

予算額：11,046,000円

決算額：11,036,000円

③ 事業の概要

1. えひめ愛フード推進機構の運営（383千円）
2. 「愛」あるブランドの認定・PR（2,586千円）
3. 販路開拓支援事業（18,722千円）
4. その他（401千円）

※県は、えひめの農林水産物販売拡大サポート事業費として、えひめ愛フード推進機構に11,036千円の支出を行っている。本事業費以外の事業に関する負担金を合計すると、平成24年度の機構への負担金の額は18,056千円となっている。

④ えひめ愛フード推進機構の概要

えひめ愛フード推進機構（以下、機構）は、(1)えひめのブランド農林水産物及び加工品の認定、(2)新たな商品開発・販路開拓の支援、(3)地産地消の推進、(4)食育の推進によるえひめの食文化の伝承・発展を目的として、官民が一体となって設立されたものである。このような目的を遂行していくにあたり、民間と公的機関との境界線が障害となることもあったため、効率的・効果的な事業の推進のために、官民一体の組織の必要性が出てきたからである。このため、機構のメンバーとして、県、市町、生産者団体、商工団体、流通業関係団体、外食産業関係団体、消費者団体、保健・教育関係団体、報道機関等が想定されており、様々な団体の参画によって、生産者団体だけでなく、愛媛の食に関わる企業・団体の販売力の向上や経営・機能の強化を企図している。

機構のウェブサイトによると、機構に参画するメリットとしては以下の通りである。これまでの農林水産物及び加工品の消費拡大対策等とは一線を画し、統一的な戦略のもと、高品質なえひめ産の食材・加工食品のブランド基準を定め、消費地にPRを行うことが可能となる。また、消費地でのトップセールスやセールスコンベンション、えひめ味覚フェアの開催等を通じて、販路開拓に取り組むことを計画している。

構成団体	参加するメリット
県・市町	県及び市町の農林水産物及び加工品のブランド化や地産地消等の活動を通じた販売拡大による農林水産物の振興、地域経済の活性化が期待されます。
生産者団体	農林水産物のブランド化による販売拡大と生産者の所得向上が期待されます。また、販路の開拓や地産地消の推進により、県内外の小売店・食品産業者等への販売拡大が期待できます。
商工団体	食品加工業者においては、新商品の発売やブランド化による販売拡大が期待されます。また、ブランド品を観光・物産資源として活用することが期待できます。さらに、県内農林水産業をはじめとする地域活性化への支援が、企業のイメージアップになることが期待できます。
流通業関係団体	ブランド品を取扱うことにより、付加価値の高い食材の取扱いが期待できます。また、地産地消(新鮮な食材供給)の推進による差別化が期待できます。
外食産業団体	
消費者団体	安心・安全な農林水産物のいち早い情報収集や産直との交流促進が期待できます。
保健・教育関係団体	食育活動への利用や、安心・安全な農林水産物の情報収集、学校給食への利用拡大が期待できます。
報道機関	地元に着目した特産品や地産地消の活動等の情報がリアルタイムで把握できます。

なお、機構の運営にあたっては、機構は独自の事務局職員を有していない。機構の所管課はブランド戦略課であり、ブランド戦略課の課員が機構の事務局職員を兼務し、課長が機構の事務局長を兼務している。機構の実質的な事務運営は、県が担っているのが実情である。

また、資金面からも機構に占める県の比重は大きい。機構の平成 24 年度の収支決算を見ると、収入額 32,608 千円のうち、県からの負担金が 18,056 千円 (55.4%)、各団体からの負担金が 10,636 千円 (32.6%)、国庫補助金・市町賛助金 2,644 千円 (8.1%)、その他となっている。機構の運営費の半分以上は、県からの負担金で占められている。

農林水産部ブランド戦略課

ブランド推進グループ

農産物の PR 拡大、農林水産物及び加工食品のブランド化、「愛」あるブランドの認定

流通戦略グループ

農産物の販路開拓、農林水産物の輸出、青果・花き地方卸売市場関係

地産地消グループ

えひめ愛フード推進機構の運営、地産地消・食育の推進、米及び野菜の消費拡大

(意見) えひめ愛フード推進機構の拡大の検討

発足以来、機構は、販路拡大をはじめとする様々な事業を展開してきている。他方、県も、単独での販路拡大事業を実施している。これら県が行う事業と機構が行う事業について、どのような区別がなされているのか、監査人が所管課に質問したところ、例えば販売に直接結びつくような、機構の参加団体が直接メリットを受ける事業は機構の事業とし、不特定多数の消費者への周知活動のようなものは県独自の事業として区別を行っているとのことであった。ただ、この線引きについては、明確な基準があるわけではないため、現状では外部の第三者にはなかなか理解できない。

例えば、ブランド戦略課が実施している事業の一つに「サイクリングイベント活用かんきつ PR 事業」がある。これは、台湾で開催された自転車イベントで県産柑橘類の PR を行うものである。事業の性格上、特定の者が恩恵を受けるわけではないため、事業費の全額を県が負担している。

しかしながら、県の事業とするか、機構の事業とするかについて判断が難しいものもある。例えば、首都圏における販路開拓について、県では「えひめカフェ」県産農林水産物首都圏 PR 事業を実施している。機構においても、「観光・物産 PR イベント」として首都圏におけるかんきつ等県産品の PR を実施している。両者の事業は似通っている。

機構が誕生するまでは、県の役割、民間の役割、それぞれの区分を認識し、県の役割の範囲内で事業を行ってきた。しかし、機構の発足に伴い、より民間を巻き込んだ形での事業を進めることが容易になったことから、機構を通じた事業が増加してきている。これらのことを考えると、今後は、実施事業をできるだけ機構に移管していくことが大事なのではないだろうか。予算の関係から、機構独自の職員を設置できない状況であるが、官民共に必要な事業であれば、予算規模を拡大していくことを検討する必要があるし、事業の遂行のためにも、事務局職員の設置も視野に入れる必要がある。

以下は、機構に対する平成 24 年度の各団体からの負担金を表している。各団体からの負担金の中では、県からの負担金 18,056 千円に次いで、全国農業協同組合連合会愛媛県本部（JA 愛媛）からの負担金が 8,906 千円と最も高い。機構が事業で PR するもののうち、農産品の占める割合が大きいため、他団体よりも負担金が高額となっているものと推定される。

しかし今後は、民間からの要望事業を取り入れていくことを考えれば、予算規模を拡大させる、つまりは、各団体からの負担金を増額させるということも視野に入れる必要がある。負担金が集まったのでこのような事業をしようというのではなく、このような事業を行うためにはどのくらいの予算が必要で、それを関係者がどのように分担していくのかという発想で今後事業運営を行って頂きたい。

項目	24年度決算額(円)
繰越金	708,847
県負担金	18,056,000
負担金	10,636,000
愛媛県農業協同組合中央会	100,000
愛媛県信用農業協同組合連合会	100,000
全国農業協同組合連合会愛媛県本部	8,906,000
全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部	100,000
愛媛県酪農業協同組合連合会	100,000
愛媛県漁業協同組合連合会	1,000,000
愛媛県森林組合連合会	100,000
愛媛県農業法人協会	40,000
愛媛県認定農業者連絡協議会	30,000
愛媛県農山漁村生活研究協議会	30,000
愛媛県商工会議所連合会	20,000
愛媛県商工会連合会	20,000
愛媛県中小企業団体中央会	20,000
愛媛経済同友会	20,000
(社)愛媛県観光物産協会	30,000
愛媛県食品産業協議会	20,000
市町賛助金	400,000
国庫補助金(輸出促進事業)	2,244,152
寄付金	200,000
その他収入(預金利息等)	363,834
合計	32,608,833